

学校いじめ防止基本方針

ブダペスト日本人学校

I ブダペスト日本人学校 教育理念

豊かな人間性と自ら考え主体的に判断し行動できる力、国際社会の中で自立できる力の育成を目指す学校。

II ブダペスト日本人学校 学校教育目標

- 主体的・意欲的に学び、より良い考えを導き出すことができる児童生徒の育成。
- 他者を認め、思いやると共に、自律して生活しようとする児童生徒の育成。
- 自らの健康を大切に、積極的に体力を高めようとする心身共に健康な児童生徒の育成。
- 異文化に興味関心を抱き、コミュニケーションを通して積極的に関わろうとする児童生徒の育成。

III 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に起こり得る問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学習や様々な教育活動に取り組むことができるよう、行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行うことはもとより、いじめを認識しながら放置することのないよう、決して許されない行為であることをあらゆる機会に、児童生徒の発達段階に応じた指導を行わなければならない。

また、指導や解決にあたっては、保護者と連絡・連携を密にして行うことも大切である。

VI 学校におけるいじめ防止等の対策について

I 組織について

(1) 名称 「いじめ問題対策委員会」

(2) 役割

①未然防止

ア、いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を構築する。

② 早期発見・事案対処

ア、いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口を設ける。

イ、いじめの早期発見・解決のため、いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

ウ、いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童・生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係児童・生徒への聴取やアンケート調査等により事実関係の把握と、解決策を検討する。

エ、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③学校基本方針に基づく各種取り組み

- ア、学校基本方針に基づく取り組みの実施及びいじめ防止のための具体的な年間計画の作成や取り組みの実行、検証、改善を行う。
- イ、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う。

(3) 定例会議

毎月 1回

(4) 組織の構成について

- ①構成員 (定例) 校長、副校長、教務主任、学部主任 (兼生徒指導)
(いじめ発覚時) 定例構成員に関係職員を加える。
- ②相談・通報窓口 副校長、学部主任

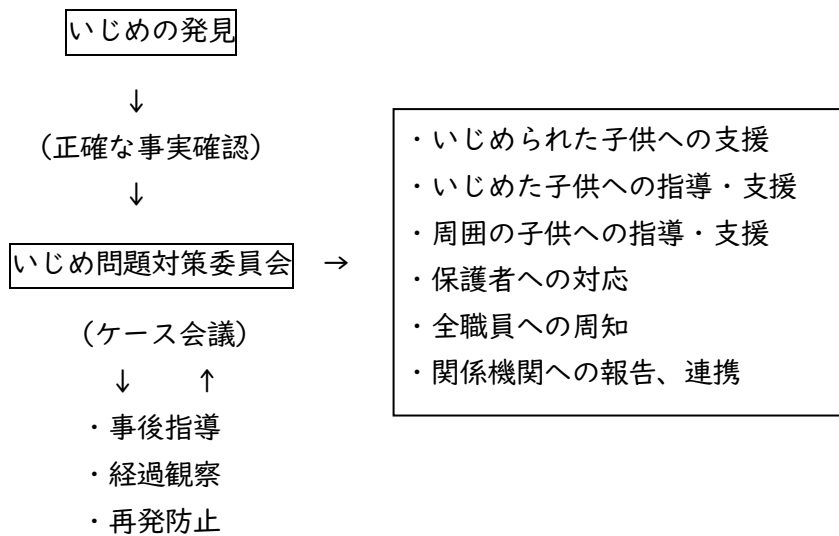
2 いじめの未然防止について

- (1) 「道徳」の授業を中核に、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する力の育成を、学校の教育活動全体を通じて養う。
- (2) 障害(発達障害を含む)について、適切に理解した上で児童生徒に対する指導・支援にあたる。
- (3) 家庭と一体となって取組を推進するため普及啓発活動に努め、いじめ問題への取組の重要性について認識を深める。
- (4) 児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すため、「人権作文」、「いじめ防止キャンペーン」等を実施する。

3 いじめの早期発見について

- (1) 日常の学級経営の充実を図るとともに、児童・生徒の観察・見守り等を丁寧に行い、その情報を教員間で共有する。
- (2) いじめの早期発見のため、児童・生徒対象アンケートを(年2回)、教育相談週間(年2回)を実施する。
- (3) 児童・生徒との教育相談実施後に、保護者との面談(年2回)を実施する。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるよう、必要な啓発活動や情報モラル研修(対象:児童・生徒、保護者、教職員)を行う。

4 いじめを認知した場合について (いじめ発見後の対応モデル)



- (1) いじめに係る情報を把握した場合は、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに管理職に報告し、いじめ問題対策委員会を開催する。また、必要に応じて文部科学省に報告を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、まず、いじめをやめさせる。また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った児童・生徒への指導・支援、その保護者への助言を継続的に行う。また、周囲の子供への指導・支援も行う。
- (3) 安心して教育を受けられるため必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、学習が受けられる手立てを講じる。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、文部科学省や大使館と連携して対処する。
- (5) いじめが「解消している」状態に至った場合でも、継続的に経過観察を行い、再発防止に努めるとともに、保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。

V 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- (2) いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

2 対処の方法

- (1) 重大事案が発生した旨を、文部科学省と大使館に速やかに報告する。
- (2) 文部科学省や大使館と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。校内組織は、「いじめ問題対策委員会」に、必要な人材を加えたものをこれに充てる。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果は、いじめを受けた関係児童・生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

- (5) 文部科学省及び大使館へ報告する。
- (6) 調査結果を踏まえて再発防止の対策を講じる。

3 調査の主体

- (1) 文部科学省や大使館と協議の上、学校または大使館が調査の主体になる。
- (2) 文部科学省や大使館の判断により、特別な機関が調査する場合がある。
- (3) 文部科学省に調査内容を報告した後、文部科学省の判断により特別な機関が再調査をする場合がある。

VI 公表・点検・評価等について

1 公表

策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開する。

2 点検

「学校いじめ防止基本方針」の実施状況の自己点検の項目を決めて行う。

3 評価

- (1) 点検の結果を踏まえて「学校いじめ防止基本方針」の改善に取り組む。必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の修正を行う。

(PDCAサイクルの確立)

- (2) いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、児童・生徒に寄り添っていかにか解決できたかを評価する。